

平成24年 第1回

# 長与町議会臨時会会議録

平成24年10月15日開会  
平成24年10月16日閉会

長与町議会

平成24年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年10月15日  
本日の会議 平成24年10月15日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番	饗庭 敦子	議員	2番	安部 都	議員	3番	内村 博法	議員
5番	分部 和弘	議員	6番	安藤 克彦	議員	7番	金子 恵	議員
8番	川井 哲雄	議員	9番	森 謙二	議員	10番	西岡 克之	議員
11番	岩永 政則	議員	12番	喜々津英世	議員	13番	佐藤 昇	議員
15番	山口憲一郎	議員	16番	堤 理志	議員	17番	西田 敏	議員
18番	河野 龍二	議員	19番	吉岡 清彦	議員	20番	竹中 悟	議員
21番	山口 経正	議員						

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 酒井 通博 君 議事課 長 村山 和聡 君  
参 事 浜野 洋子 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	浜野 哲夫 君
教 育 長	黒田 義和 君	会 計 管 理 者	中山 祐一 君
総 務 部 長	葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長	山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長	田島 弘明 君	建 設 部 長	鈴木 典秀 君
水 道 局 長	馬木 信一 君	教 育 次 長	勝本 真二 君
教 育 委 員 会 理 事	勝本 真二 君	政 策 推 進 室 長	松添 高明 君
総 務 課 長	古賀 洋 君		

会議録署名議員

1番 饗庭 敦子 議員 2番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 10時25分

散会 10時30分

平成24年第1回長与町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成24年10月15日（月）

午前10時25分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	52	長与町議会議員定数条例の改正について	

平成24年第1回長与町議会臨時会会期日程（案）

◎ 会 期 10月15日（月） ～ 10月16日（火） 2日間

月	日	曜	時間	区分	備考
10	15	月	9：30	本会議	議案審議
	16	火	13：30	本会議	議案審議・採決

(開会 10時25分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

本日は、開会時間がおくれまして、御迷惑をおかけいたしました。

ただいまから、平成24年第1回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、1番、饗庭敦子議員、2番、安部 都議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から10月16日までの2日間にしたいと思いません。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定しました。

日程第3、議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

(吉田慎一君)

本日、平成24年第1回の長与町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には大変御多用の中、御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

そしてまた、会議がおくれましたこと、大変申しわけなく思っております。

それでは、ただいま上程いただきました議案第52号、長与町議会議員定数条例の改正について、御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づく長与町議会議員定数条例改正の請求が提出され、これを受理したので、同条第3項の規定に基づき、意見をつけて議会に付議するものでございます。

なお、請求の内容につきましては、本町議会議員の定数について、現行の20人から16人へ改正を求めるものでございます。

本件の請求は、地方自治法上必要とされる有権者の50分の1であるところの668人を大きく上回る2,930人、有権者総数の9%に当たる方々の連署をもってなされたもので、請求の持つ意義の重さを真摯に受けとめておるところでございます。

一方、議会は住民の代表機関であり、地方公共団体における主要な意思決定を行う重要な役割を担っていることについても深く認識しているところでございます。

町議会の議員定数は議会のあり方そのものにかかわる根幹的な事項であり、議会による自己決定が基本であると考えますので、本件の請求に係る条例の改正につきましては、慎重に御審議の上、適切なる御判断をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、意見陳述の取り扱いについてお諮りします。

明日16日、午後1時30分から、本会議場において請求代表者1名の意見陳述を行うこととし、その所要時間は15分以内としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、請求代表者の意見陳述の日時、場所等については、以上のとおり決定いたしました。

これから告示の受付に入ります。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 10時30分)